

第七十三回
帝國議會
貴族院

商法中改正法律案特別委員小委員會會議事速記録第四號

昭和十三年二月九日(水曜日)午前十時十七分開會

○委員長(山岡萬之助君) ソレデハ是ヨリ開會致シマス、何か御質問ハアリマセヌカ……有限會社取締役ノ資格ニ關シ、此ノ委員會ニ於テ色々論議セラレテ居リマシタガ、尙其ノ點ニ關シマシテ、政府ヨリ御説明ヲ願ッテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(大森洪太君)

有限會社ニ於キマシテハ、株式會社ノ案ニ於ケルト同様ニ、取締役ハ必ズシモ社員タルコトヲ必要トシナイコトニ相成ッテ居ルノデアリマス、ソレハ御承知ノ此ノ案ノ第三十二條ニ依リマシテ、商法中改正法律案ノ第二百五十四條ノ第一項ヲ準用シテ居ル結果デアリマス、有限會社ノ本質ニ付キマシテハ屢々申上ゲマシタ通りニ、社員ハ總テ有限責任シカ負ハナイノデアリマシテ、此ノ點ニ於テ全ク株式會社ト其ノ揆ヲ一ニスルノデアリマス、申上ゲル迄モナク會社ノ種類ヲ別チマスル標準ハ、主トシテ社員ノ責任如何ト云フコトニ存スルノデアリマスカラ、此ノ見地カラ考ヘマスルナラバ、有限會社ハ全ク株式會社ニ類似スルモノデアリマシテ、

或意味ニ於テハ株式會社ノ一種ナリト言ッテモ大差ハナイカモ知レナイノデアリマス、併シ他面ニ於キマシテ有限會社ニハ合名會社ノ色彩ヲ帶ビテ居ルト云フコトヲ申述ベマシタ、色彩ヲ帶ビルト云フヤウナ形容的文句ヲ用ヒマシテ、ソレデハ甚ダ正確ヲ缺ク虞ガアリマスルカラ、是ハ要スルニ社員ニ重キヲ置キマシテ、其ノ數ヲ少ク致シマシタト云フ點、即チ此ノ案ノ第八條デアリマス、ソレカラ持分ノ讓渡ニ嚴重ナル制限ヲ設ケマシテ、社員ノ移動ヲ防ギマシタ點、此ノ案ノ第十九條デアリマス、又定款ノ絕對的記載事項ト致シマシテ、社員ノ氏名住所ヲ掲ゲルコトニ致シマシタ、此ノ案ノ第六條デアリマス、ソレ等ノ内容ヲ指シテ申述ベタノデアリマス、ソコデ有限會社ガ株式會社ト全ク類似シテ居ルモノデアリマシタ、只今申述ベマシタヤウナ合名會社ニ似タル特色ヲモッテ居リマスル關係上、株式會社ノ法案ニ於ケルガ如ク、取締役ヲ社員外カラ迎ヘル餘地ヲ與ヘルト云フコトガ宜イカ惡イカ、多少論議ノ餘地ヲ存スルト存ズルノデアリマス、併シナガラ私共ハ株式會社ニ於キマシテ取締役ヲ株主外カラ

迎ヘルト云フ餘地ヲ認メマシタト同様ニ、有限會社ニ於キマシテハ、寧ロソレ以上ニ更ニ強キ意味ニ於キマシテ、社員外ヨリ取締役ヲ迎ヘル餘地ヲ存シテ置ク必要ガアラウカト存ズルノデアリマス、ト申シマスルノハ有限會社ハ只今申述ベマシタ通りニ、互ニ相信賴スル少數者ヲ以テ組織スルノデアリマスルカラ、此ノ少數者ノ中ニ業務執行者ノ適任者ガナイ、從ッテ他カラ適材ヲ求めテ之ヲ取締役ニスルト云フ必要並ニ實益ハ、株式會社ニ比シテ更ニ大ナルモノガアルダラウト存ズルノデアリマス、例ヘテ申シマスルト、同族會社ノ如キハ有限會社ノ典型的ノモノデアリマセウ、此ノ同族會社ニ於キマシテ同族中ニ取締役ニナルヤウナ資格者ガナイト云フ場合ニ、勢ヒ他カラ之ヲ求めテ來ルト云フ必要ハ生ジテ來ルダラウト思フノデアリマシテ、其ノ必要ナリ並ニ實益ハ、株式會社ニ比シテ更ニ大ナルモノガアルト存ズル次第デアリマス、御承知ノ通りニ現行法デハ株式會社ノ取締役ハ株主ニ限ッテ居リマスル關係上、之ヲ他カラ迎ヘテ來マスルノニ、其ノ者ニ株式ヲ貸シテヤリマシテ、株主タルコトヲ假裝致シマ

シテ之ヲ取締役ニ致シテ居リマス、此ノ場合ニ貸シマシタ株式ヲ返シテ貰フト云フヤウナ問題ニ付テ、實際上ニ種々紛争ノ起クコトガアルノデアリマス、又例ヘバ其假裝株主タル取締役ガ亡クナリマシタ場合、死ニマシタ場合ニ其ノ相續人ト返還ノ問題ヲ生ジテ、大變ウルサイ問題ヲ生ジタト云フ事例モ我々ハ經驗上聞及ンデ居ル次第デアリマス、又小サイ問題ニナリマスルト、貸シテ居ル株式ニ關スル責任等ノ問題デ、紛糾ヲ生ズルコトモ少クナイノデアリマス、若シ有限會社ニ於キマシテ矢張り取締役ハ社員デナケレバナラヌト致シマスルナラバ、斯様ナ紛糾ハ株式會社ニ比シテ更ニ大ナルモノガアルダラウト虞レルノデアリマス、而モ株式會社ニ付キマシテハ此ノ株式ヲ貸シマスル際ニ、或ハ白紙委任狀ヲ取ッテ置キマスルトカ、株券ヲ取ッテ置キマスルトカ、此ノ案ニ於ケルガ如ク株券ノ裏書ヲサセテ置クトカ、比較的此ノ返還ヲ容易ニスルコトガ出來マスルケレドモ、有限會社ニ於テハ株券ト云フモノハアリマセヌカラ、此ノ返還ノ問題ニ付テ紛争ヲ生ジマスルナラバ、其ノ紛争ハ

株式會社ニ於ケルヨリモ更ニ困難デアリ、激烈デアラウト思フデアリマス、デアリマスルカラ、假ニ社員タルコトヲ假裝シテ之ヲ取締役ニ致シマシタ場合ニ、其ノ取締役ガ死ンデシマツト云フヤウナ場合ガアリマスルナラバ、實際問題トシテハ、恐ラクハ其ノ所謂取締役ノ相續人ガ社員ニ確定的ニナツテシマヒマセウ、斯様ニナリマスルト異分子ガ確定的ニ有限會社ニ乗込ムコトニナルデアリマシテ、其ノ危險ハ誠ニ著シイト考ヘルノデアリマス、デアリマスルカラ矢張り法律ニ於キマシテ、取締役ハ必ずしも社員タルコトヲ必要トシナイノデアルト云フコトヲ明カニシテ置イタ方ガ、此ノ間ニ餘裕ヲ存シテ居、只今申上ゲマシタヤウナ弊害ヲ防止スルコトガ出來ルデアラウト思フデアリマス、此ノ案ニ於キマシテ取締役ハ社員タルコトヲ要シナイト致シマシタケレドモ、是ハ御承知ノ通りニ決シテ法律ヲ以テ社員外ノ者ヲ以テ取締役ニシロト云フコトヲ強制シテ居ルノデハナイノデアリマシテ、定款ヲ以テ取締役ハ社員タルコトヲ要スルト云フコトヲ規定スルコトハ自由デアリマシテ、此ノ定款ノ定ハ有效デアリマス、デアリマスルカラ有限會社ニ於キマシテ社員タルコトヲ必要トスルモ

ノト考ヘマスルナラバ、定款ニ左様ナ規定ヲ置イテ置ケバ宜イノデアリマス、サウシテ定款變更ニ付キマシテハ前回ニモ申述ベマシタ通りニ、有限會社ニ於キマシテハ其ノ變更手續ハ株式會社ニ比ベマシテ更ニ嚴重デアリマス、即チ此ノ案ノ第四十八條、商法中改正法律案ノ第三百四十三條ヲ御對照ニナリマスルト直グ明瞭ニナルノデアリマシテ、有限會社ノ定款變更ノ手續ハ嚴重デアリマス、デアリマスルカラ若シ有限會社ニ於テ取締役ハ必ず社員タルコトヲ要スルモノデアルト云フ定款ノ定ヲ致シマシタナラバ、其ノ定款ノ實質的效力ト申シマスルカ、是ハ株式會社ニ比シテ更ニ確實デアリマス、蓋シ此ノ條章ヲ變更スルコトガ嚴重ナル方法ニ依ラナケレバナラヌカラデアリマス、又假ニ定款デ左様ナ定ヲ致シマセヌ場合デモ、取締役ノ選任解任ハ社員總會デ決スルノデアリマスカラ、社員多數ノ意見ニシテ社員外ヨリ取締役ヲ迎ヘルコトヲ欲シナイナラバ、必ずヤ社員中ヨリ取締役ヲ選任致シマセウ、又一旦取締役ヲ社員外カラ迎ヘテモ、是ガ不適任デアリ不適當デアルト云フヤウナ場合、之ヲ解任シヤウト思ヒマスルナラバ、社員總會デ解任ガ出來ルノデアリマスカラ、左ホド此ノ點ニ關シ

テ憂慮スベキコトハ、ナイカト存スルノデアリマス、尙取締役ガ清算ノ場合、原則トシテ清算人ニナリマスルガ、清算人ヲ解任シマスル手續ハ株式會社ニ比ベマシテ、有限會社ニ付テハ比較的容易デアリマス、ソレモ既ニ申述ベタ通りデアリマシテ、此ノ案ノ第七十四條ノ第二項、商法中改正法律案ノ第四百二十六條等ヲ御對照相成リマスレバ、此ノ點ハ明瞭デアリマス、之ヲ要シマスルニ、株式會社ニ於キマシテ、取締役ヲ株主以外ヨリ持ツテ來ルト云フ途ヲ開キマシタノハ、今日ノ實際ノ弊害ヲ痛感致シマシテ、左様ナ弊害ガ起ラズニ濟ミ得ルヤウナ途ヲ開イタモノデアリマス、有限會社ニ於キマシテモ其ノ趣旨ハ全く是ト同様デアリマスノミナラズ、有限會社ニ於テ其ノ必要並ニ實益ガ、株式會社ニ比ベマシテ更ニ大ナルモノガアルコトハ、先程縷々申述ベタ通りデアリマス、外國ノ例ノ如キハ固ヨリ重大ナル參考ニハナリマセヌケレドモ、外國法ノ現狀ヲ見マスルト「ドイツ」ニ致シマシテモ、「スエス」、「オーストリア」、「イギリス」、「フランス」、「ブルガリア」、「ポランド」、其ノ他大多數ノ國ハ有限會社ニ付テ、其ノ取締役ハ社員タルコトヲ要セザルモノト致シテ居リマス、之ヲ要スルモ

ノト致シテ居リマス國ハ殆ド無イカノヤウニ承知ヲ致シテ居リマス、大體甚ダ蕪雜デアリマスルガ一應申述ベタノデアリマシテ、尙御質問ガアリマスレバ補足ヲ致シタイト存ズル次第デアリマス

○委員長(山岡萬之助君) 速記ヲ止メテ下サイ

(速記中止)

○委員長(山岡萬之助君) ソレデハ速記ヲ始メテ……別ニ御發言モナイヤウデゴザイマスカラ、大體質問應答ハ此ノ程度デ終ツタモノト考ヘマス、皆サンノ御考モ別ニ原案ニ對シテ修正意見モゴザイマセヌカラ、此ノ程度ニ於テ此ノ委員會ヲ閉ヂマシテ、此ノ審議ノ經過ヲ特別委員會ニ報告スルコトニ於テ結末ヲ著ケタイト思ヒマス、ソレデ宜シウゴザイマセウカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山岡萬之助君) 御異存ナイモノト認メマシテ左様ニ取計ヒマス、ソレデハ此ノ小委員會ハ之ヲ以テ閉ヂマス

午前十時四十分散會

出席者左ノ如シ

委員長 山岡萬之助君
委員 子爵舟橋 清賢君

中川 健藏君

男爵奥田 剛郎君

森 平兵衛君

山隈 康君

岩田 宙造君

大西虎之介君

政府委員

司法省民事局長 大森 洪太君

司君省刑事局長 松阪 廣政君

司法省調査部長 井上 登君

昭和十三年二月九日印刷

昭和十三年二月十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局